

「鳩山町放課後子ども教室」の手引き

(亀井小学校版)

鳩山町教育委員会事務局

令和8年5月

○放課後子ども教室とは

放課後に小学校等の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設ける事業です。地域住民の参画を得ながら、子どもたちに様々な学習・体験・交流活動や遊びの機会を定期的かつ継続的に提供します。管理運営は「学校」ではなく、教育委員会事務局が学校と連携を図りながら行います。

○ご留意いただきたいこと

- 1 放課後子ども教室は、放課後の居場所を提供する事業であり、児童をお預かりする事業ではありません。就労等で保護者が不在のご家庭の児童を預かり、専任の指導員が保護者の代わりに生活指導や育成を行う「放課後児童クラブ」とは事業の性質が異なります。11 ページに、放課後児童クラブとの比較表がありますのでご確認ください。
- 2 放課後子ども教室への参加は、児童の自主的な意思を尊重し、保護者の判断のもとで参加させてください。
- 3 放課後子ども教室では、個別の帰宅指導や帰宅時間の管理、帰宅時の付き添い、集団での帰宅といった対応は行いません。放課後子ども教室の終了時刻（午後 4 時 30 分）になりましたら、必ずお迎えに来ていただくようお願いします。（※放課後児童クラブを併用している児童は除きます。）
- 4 放課後子ども教室をお休みされる場合や、早めに帰宅される場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡先は 4 ページに記載しております。
事前に連絡いただけないままお休みされた場合は、欠席と判断します。万が一、連絡がない状態で事故等が発生した場合、責任を負いかねますのでご了承ください。
- 5 活動は原則として、「学習の時間」及び「自由活動の時間」としてあります。「学習の時間」において児童が宿題を行う場合、スタッフは学習の見守りを行いますが、宿題の内容を教えるといった直接的な学習指導は行いません。また、児童の意思により宿題を行わない場合もありますので、ご了承ください。

この「手引き」を熟読のうえ、「参加方法・過ごし方・けがなど緊急時の対応等」についてご理解ください。

○実施概要

1 実施学校

鳩山町立亀井小学校

2 対象児童

実施小学校に通学する小学 1 年生から 6 年生

3 開設日時

月曜日の放課後～午後 4 時 30 分（基本的に週 1 回）

※学校で授業のない日、給食のない日は実施しません。

※開設日は、12 ページからのスケジュール表をご確認ください。

上記開設日の他、特別事業を実施する場合は、別途通知します。

4 スタッフの配置

【コーディネーター】

プログラムの企画や実施、児童の安全管理等を行い放課後子ども教室を運営します。

【教育活動推進員】

コーディネーターと連携し、プログラムの実施を行います。

【教育活動サポーター】

コーディネーター、教育活動推進員を補助し、プログラムの実施の補助を行います。

※開催期間中は、見守りを行うスタッフ（原則 6 人程度）が実施場所において児童を見守ります。

※特別な支援が必要な児童等に対応できる専門職員はいないため、介助が必要な児童、または個別の対応が必要な児童については、保護者の方等の同伴をお願いする場合があります。

5 教室の内容

学習・体験・交流等の事業を予定しております。

6 参加費用

無料です。ただし、登録にあたり保険料（児童 1 人あたり年間 800 円）が必要です。また、活動内容により実費（教材費、材料費等）がかかる場合があります。

保険料は、年度途中からの参加であっても同額となります。年度途中に参加をキャンセルされた場合、返金できませんのでご注意ください。保険（補償）期間は、当該年度の 3 月 31 日までです。

放課後子ども教室の活動中に生じた怪我等については、見舞金程度の保険金が支払

われます。ただし、治療に係る費用は保護者の負担となります。

7 登録について

保険加入手続きや登録名簿の作成等を行うため、必ず事前登録をしていただきます。

※毎年度、登録手続きが必要です

1. 登録方法について

登録申込書に必要事項を記入のうえ、保険料及び申込書を提出していただきます。

2. 登録内容の変更や登録の取消しを希望する場合について

登録内容の変更を希望する場合は、「登録事項変更届」に、登録の取消しを希望する場合は、「登録解除申出書」に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当へ提出してください。

なお、「登録事項変更届」および「登録解除申出書」の様式については、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当にお問い合わせください。

8 参加に必要なもの（持参するもの）について

＜必ず持参するもの＞

○鳩山町放課後子ども教室 出席者カード（亀井小学校）

※出席者カードを紛失した場合は、放課後子ども教室のスタッフにお申し出ください。

＜任意で持参できるもの＞

○水筒、着替え、タオル、宿題など

※持ち物には、全て氏名を記入してください。

※学校の規則により持ち込みが認められていない物は、放課後子ども教室にも持参できません。

※遊具については、放課後子ども教室用に軽スポーツ遊具のほか、百人一首、トランプ、オセロなどの室内ゲームを用意しております。

9 教室終了後の解散

教室終了時の見送りおよび解散にあたっては、指定の場所にて保護者のお迎えをお願いしております。

※必ず午後 4 時 30 分までに昇降口までお迎えに来てください。

放課後児童クラブ（学童）に通っている児童は、スタッフが放課後児童クラブまで送ります。

児童が早帰りする場合、事前にご連絡をいただくとともに、お迎えが必要となります。児童は、直接保護者に引き渡すものとします。

10 欠席について

放課後子ども教室を欠席される場合は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当、または放課後子ども教室用携帯電話に必ずご連絡ください。ご連絡後、安全確保のため、登録された電話番号に折り返し確認のご連絡をさせていただくことがあります。

当日の午前 8 時 30 分～午後 2 時までは、下記の連絡先へご連絡ください。

連絡先 鳩山町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当

☎049-296-1263（直通）

当日の午後 2 時 20 分～午後 5 時までは、下記の携帯電話へご連絡ください。

連絡先 放課後子ども教室用携帯電話

☎070-1487-0988（携帯）

なお、欠席される場合は、電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。ただし、お仕事の都合等でやむを得ない場合は、メールでのご連絡も差し支えございません。

連絡先 鳩山町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当

✉houkagohatoyama@town.hatoyama.lg.jp

11 事故・体調不良の場合について

安全については十分に配慮いたしますが、児童同士が遊ぶ中で発生する怪我を完全に防ぐことは困難な場合があります。万が一、事故や急病が発生した際には、怪我や病気の程度に応じて、速やかに医療機関への搬送等の適切な処置を講じるとともに、保護者（または緊急連絡先）へ連絡いたします。その際は、直ちにお迎えをお願いします。なお、連絡が取れない場合でも、緊急性を考慮し、スタッフの判断により医療機関を受診させることもございますので、あらかじめご承知おきください。

※スタッフは医療行為を行いません。

※怪我や体調不良の場合にはスタッフが医療行為以外の処置を行うことがあります。

例）傷の消毒、熱中症時の経口補水液の提供等

※伝染性の感染症にかかった場合、医師の許可が得られるまで参加できません。体調不良等の自覚がない場合でも、濃厚接触者であるなど感染の懸念がある場合は参加できません。

12 災害など緊急時の対応について

放課後子ども教室を急遽中止する場合や時間変更等を行う場合は、電話にてご連絡いたします。急な電話に出られない場合は、留守番電話の設定をお願いします。

また、登録申込書にメールアドレスをご記入いただいている方につきましては、メールでもご連絡させていただきます。

●開催・中止の基準

○放課後子ども教室開始前に学校の対応が「引渡し・集団下校・一斉下校」となった場合

⇒放課後子ども教室は開催しません。また、放課後子ども教室から連絡はしません。

○放課後子ども教室開始後に非常事態が発生した場合

⇒状況確認及び状況判断は教育委員会事務局において行い、「放課後子ども教室」の継続または中止を決定します。

○新型コロナウイルスやインフルエンザ等による学級閉鎖の場合

⇒症状が見られない場合であっても、感染拡大防止のため、学級閉鎖となった学級に所属する児童については、学級閉鎖期間中は放課後子ども教室への参加を差し控えていただきます。

※病気のまん延防止の観点から、当日の参加も見合わせてください。

※翌日から学級閉鎖が決定している児童が放課後子ども教室に来校した場合、登録された連絡先に連絡いたしますので、保護者（保護者に代わる方）のお迎えをお願いします。

1.3 保護者の方へのお願い

1. 万が一の事故や急病に備え、登録申込書に記載された保護者連絡先および緊急連絡先については、速やかに連絡が取れる体制を整えていただきますようお願いいたします。また、教育委員会事務局や放課後子ども教室の電話番号を登録するなど、連絡体制の整備にご協力ください。

2. 緊急の際には、児童の引き取りをお願いすることがあります。仕事等の理由により、速やかに引き取りに来ることが難しい場合は、代わりに児童を引き取ることができる方（近隣の親族やご近所の方など）に事前に依頼しておいてください。

また、急な大雨等により、早期の帰宅が安全であると判断した場合、保護者の方へ連絡のうえ、保護者（または保護者に代わる方）のお迎えをお願いすることになります。不測の事態に備え、できるだけご自宅の鍵を持参させるようにしてください。

3. 感染症の蔓延等の影響により、参加の方法や遊び方などに制限がかかる場合があります。教室における感染予防のための呼び掛けにご協力いただけるとともに、ご家庭におかれましても、感染予防のための環境づくり（マスクの替えを持参させる、手指消毒の必要性について親子で確認するなど）にご協力をお願いします。

4. 放課後子ども教室は、子どもたちが楽しく安全に放課後の時間を過ごすための居場所です。放課後子ども教室での約束を守ること、他の児童の安全を妨げないことなど、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、各ご家庭でご指導くださいますようお願いいたします。

子どもたち・保護者の方とお約束ごと

1

教室へ来たら「嶋山町放課後子ども教室 出席者カード(亀井小学校)」を見せ、出席確認を行います。

2

教室では、名札を身に付けて活動します。
放課後子ども教室の児童と一目で分かるようにします。

3

学校で禁止されていることは放課後子ども教室でも禁止です。

4

建物の中で、放課後子ども教室で活動してよい場所は、決められた部屋だけです。

5

児童の安全を第一に考え、下校時には保護者のお迎えをお願いします。

6

都合により早帰りを希望する場合は、事前に連絡をいただくとともに、保護者のお迎えが必要となります。(児童だけの早帰りはできません)

7

学校が休校になった日、給食のない日はお休みとなります。
学年閉鎖や学級閉鎖などの時も、該当する学年・学級の児童にはお休みしていただきます。

放課後子ども教室Q＆A

Q1. 放課後子ども教室では、児童はどのように過ごしますか？

A1. 学校の余裕教室や体育館などを活用し、学習、体験、交流活動といったプログラムを提供します。また、児童の自主的な活動を尊重し、自由な時間を設けています。

Q2. 放課後子ども教室の活動場所はどこですか？

A2. 亀井小学校です。同小学校の余裕教室を活用して事業を実施します。

Q3. 放課後児童クラブを利用していますが、放課後子ども教室に申し込むことはできますか？

A3. 申し込むことができます。

Q4. 定員は何名ですか？

A4. 定員は20名程度です。

応募者多数の場合は、2クラス編成や抽選となる場合があります。

Q5. 亀井小学校以外の児童も参加できますか？

A5. 亀井小学校に通学する小学1年生から6年生が参加対象です。

Q6. 一度帰宅してから利用することはできますか？

A6. 原則としてできません。ただし、やむを得ない事情で開講時間に遅れる場合は、必ず教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当にご連絡ください。

Q7. 学校を欠席した日に、放課後子ども教室に参加できますか？

A7. 参加できません。

Q8. 放課後子ども教室の時間中に、途中で帰ることはできますか？

A8. 可能です。途中で帰宅を希望する場合は、あらかじめ教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当に必ずご連絡ください。なお、必ずお迎えに来てください。

Q9. 欠席する場合、連絡は必要ですか？

A9. 必ず教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当にご連絡ください。

Q10. 「鳩山町放課後子ども教室 出席者カード（亀井小学校）」を忘れた場合、参加できますか？

A10. 参加はできますが、出席者カードの提出により、参加について保護者の了承を得

ているかなどをスタッフが確認しています。参加の際には、出席者カードをお子さんに持たせていただくようお願いします。安全・安心な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。なお、必ずお迎えに来てください。

Q 1 1. 「鳩山町放課後子ども教室 出席者カード（亀井小学校）」を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A 1 1. 紛失や記入欄が不足した場合などは再発行しますので、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当または、放課後子ども教室のスタッフにお申し出ください。

Q 1 2. おやつはありますか？

A 1 2. 放課後子ども教室は保育・託児事業ではないため、おやつはありません。また、おやつの持参もできません。

Q 1 3. 水筒を持参してもいいですか？

A 1 3. 必要に応じて持参してください。ただし、放課後子ども教室は学校とは別の事業であるため、水筒等の保管および衛生管理は、児童自身で行ってください。

Q 1 4. 遊具を持参してもいいですか？

A 1 4. 遊具の持参はできません。

Q 1 5. 活動場所は毎日同じ教室ですか？

A 1 5. 放課後子ども教室は、学校運営に支障のない教室などを活用して実施します。児童数や空き教室の状況により、学校の事業との兼ね合いで、常に同じ場所で活動できるとは限りません。

Q 1 6. スポーツ団体等で別の保険に加入していますが、放課後子ども教室でも保険に加入する必要がありますか？

A 1 6. 参加しているスポーツ団体等の保険で、放課後子ども教室参加中の事故が対象になるとは限りません。必ず放課後子ども教室の保険に加入してください。

Q 1 7. 放課後子ども教室を途中でやめた場合（自己都合、転居等）、保険料は返金されますか？

A 1 7. 返金はありません。

Q 1 8. 教材費や材料費は、もし途中でやめた場合、返金されますか？

A 1 8. 返金はありません。

Q19. 教材費や材料費が必要なプログラムを欠席した場合、教材費等は返金されますか？

A19. 返金はできません。

Q20. 両親とも働いているため、緊急にお迎えが必要になった際に迎えに行けない場合は、どうすればよいですか？

A20. まず、登録申込書に記載されている緊急連絡先の優先順位に従って連絡します。保護者がすぐに迎えに来られない場合は、必ず連絡が取れ、お迎えに来ることができる親戚やご近所の方に協力をお願いし、緊急連絡先として指定してください。

Q21. 放課後子ども教室の参加について質問がある場合、どこに問合せればよいですか？

A21. 放課後子ども教室は、学校とは別の事業として実施しておりますので、ご不明な点やお問い合わせにつきましては、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当までご連絡くださいますようお願いいたします。学校への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

連絡先 鳩山町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当

☎049-296-1263（直通）

放課後子ども教室・放課後児童クラブ（学童）の違い

「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」について、それぞれの役割・内容をご案内します。

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童） おしゃもじ山クラブ分室
どんなところ？	小学校内の余裕教室・体育館などにスタッフを配置し、子どもたちの安心・安全な居場所を提供する事業です。	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象にした放課後の遊び及び生活の場です。
いつやっているの？	【原則として月曜日】 ⇒放課後～午後4時30分 ※学校のない日はお休み	【平日】 ⇒放課後～午後6時半 【土曜日】⇒午前8時～午後5時 ※日曜・祝日・年末年始はお休み ※時間保育あり （平日は、午後7時半まで） （土曜日は、午後6時半まで）
誰が参加できるの？	実施小学校の通学児童 利用要件：有（小学1～6年生） 定 員：有（20名程度）	町内在住の小学生 利用要件：有 定 員：有
事前に登録が必要なの？	事前登録が必要です。	事前登録が必要です。
お金は掛かるの？	保険料 800円（年額） ※活動内容により実費がかかることがあります。（教材費、材料費等）	1年生 保育料等 13,000円（月額） 2年生～3年生 保育料等 12,000円（月額） 4年生 保育料等 10,000円（月額） 5年生～6年生 保育料等 9,000円（月額） ※おやつ代、教材費等も含む。
学校から直接参加できるの？	直接参加を原則とします。	必ず、直接登所してください。
大きな違いは？	保護者の就労等の有無に関わらず、参加することができます。	保護者の就労等の利用要件があります。
問い合わせ先	鳩山町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当	鳩山町町民健康課 子育て支援・少子化対策担当

放課後子ども教室開催予定表

(○の入っている日が開催予定日となります。)

令和8年6月 開催日数 1日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 ○	30				

令和8年7月 開催日数 2日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 ○	7	8	9	10	11
12	13 ○	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和 8 年 8 月 開催日数 1 日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 ○	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

・8月7日（金）：第 17 回夏休み小学生グラウンド・ゴルフ大会（梅沢運動場）

※開催前に出席確認を実施します。

令和 8 年 9 月 開催日数 2 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 ○	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28 ○	29	30			

令和 8 年 10 月 開催日数 3 日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 ○	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 ○	20	21	22	23	24
25	26 ○	27	28	29	30	31

令和 8 年 11 月 開催日数 2 日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 ○	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 ○					

令和 8 年 12 月 開催日数 3 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 ○	8	9	10	11	12
13	14 ○	15	16	17	18	19
20	21 ○	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和 9 年 1 月 開催日数 2 日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 ○	19	20	21	22	23
24	25 ○	26	27	28	29	30
31						

令和 9 年 2 月 開催日数 3 日

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 ○	16	17	18	19	20
21	22 ○	23	24	25	26	27
28						

令和 9 年 3 月 開催日数 1 日

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			